

平成29年度 標準農業労働賃金表

今年の標準農業労働賃金表を下記のとおり定めましたので、お互いにこの基準を守りましょう。

川 内 村
川内村農業委員会

1. 日雇作業

作業名	単位	料金	摘要
一般農作業	1日	6,000円	昼食持参(実働8時間) 特殊な農作業については相互の協議による

2. 請負作業(10a当り)

作業名等		料金	摘要
ロータリー耕起		5,500円	水田・普通畑(未整理田及びたばこ畑1回目残幹すき込みは2割増)
プラウ耕起		6,500円	田・畑共(未整理田は2割増)
代掻き		6,300円	(未整理田は2割増)
田植え		6,300円	(未整理田は2割増)
育苗	緑化苗	550円	1箱当り
	硬化苗	700円	1箱当り
稲刈(バインダー)		7,300円	結束糸含む(未整理田は2割増)
脱穀(ハーベスター)		6,300円	カッター付 1,100円増(未整理田は2割増)
コンバイン	刈取まで	13,000円	糶運搬含む・結束(結束紐含む)未整理田の場合は2割増とする
	乾燥・糶摺	1,500円	乾燥1俵 生800円・半乾300円、糶摺1俵 700円
草地	簡易更新機	5,700円	
	モア-	2,000円	
	反転・集草	1,000円	
	ペーラー	150円	紐付き梱包20kg当り
	ロールペーラー	4,000円	ラップ付1個当り
畔塗機		35円	1m当り

※圃場条件の差異及び特殊作業については相互に協議してください。

3. 農地の賃借料情報 ※1 ●貸す人・借りる人が協議のうえ決定してください。

【水田】

【普通畑】

地区名	平均	最高	最低	データ数	地区名	平均	最高	最低	データ数
村全域	8,000円	10,000円	5,000円	18	村全域	4,000円	5,000円	3,000円	10

※1 これは過去の賃貸借の設定におけるデータを基に表示しております。

農地法関係の申請について

◎農地法第3条の申請(農業委員会許可)

農地の売買、贈与、交換等するとき(農地の所有権移転・利用権設定等)

◎農地法第4条の申請(県知事許可(特殊な場合を除き30a以下の場合には川内村))

自己所有地の農地を農地以外にするとき(宅地・山林等への転用)

◎農地法第5条の申請(県知事許可(特殊な場合を除き30a以下の場合には川内村))

第三者の農地を農地以外のものに転用するとき(宅地・工場用地等)

■一時的な転用(最高3年を限度とする)の申請(県知事許可(特殊な場合を除き30a以下の場合には川内村))

※平成29年4月1日から、農地法第4条、第5条、一時転用の許可について、30a以下の場合(特殊な場合を除く)は、川内村が許可を行うことになりました。

※農地改良(農地に盛土をして農地としての作付)についても届出を出してください。

①許可を必要とする申請書等については、許可を受けようとする月の前月の末日までに農業委員会まで提出してください。また、農地転用をするときは、必ず事前に許可を受けてから行ってください。

②その他詳しいことは、農業委員又は農業委員会事務局にご相談ください。(38-2112)